

平成27年度 公益財団法人秋田県女性会館 第2回評議員会議事録

1 日 時 平成27年11月27日（金）午後1時30分から午後4時20分まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室

3 出席者 評議員現在数5名 定足数3名

[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 伊藤 久子
評議員 佐々木和子 評議員 佐々木 正
評議員 三橋由美子 (以上5名)

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 山田 京子 (以上2名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（一部改定案）について

[報告事項]

平成27年度理事会の決議内容について

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された案により、佐々木和子評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、伊藤久子評議員と佐々木正評議員を選出した。

議案に関連があることから、報告事項の説明を受けた後、議事に入った。

[報告事項]

平成27年度理事会の決議内容について

理事会の決議内容及び秋田県労働委員会のあっせん等による協定書の内容について、代表理事、業務執行理事より報告があった。その後、実施講座内容、広報の仕方について質疑が行われ、報告事項について出席評議員全員に了承された。

[決議事項]

(1) 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

第1号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後、質疑が行われ、基本財産の一部を取り崩すこと、取り崩す基本財産の種類、その配分方法について、原案どおり出席評議員全員一致で承認された。

なお、意見として出された職員の処遇のあり方や事業のあり方について、評議員会として、理事会に提言していくこととした。

(2) 第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（一部改定案）について

第2号議案について、代表理事より資料に基づき説明が行われた。その後、質疑が行われ、規程の別表第2における非常勤役員の報酬の年間総額を適正に改定する必要があることから、一部改定案について、出席評議員全員一致で決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

平成27年12月8日

議長 佐々木 和子

議事録署名人 伊藤久子

議事録署名人 佐々木 正